

# 熊谷KGMソフトテニスクラブ会則

## 1. 総則

- (1) 本会の発足は昭和51年（1976年）8月1日とする。
- (2) 本会は「熊谷KGMソフトテニスクラブ」と称する。  
[KGM : Kumagaya Good Morning]
- (3) 本会はソフトテニスを通じ、健康な心身の育成と会員相互の親睦を深める事を目的とする。
- (4) 本会は熊谷市ソフトテニス連盟に加入所属する。
- (5) 本会の連絡所は会長又は副会長宅とする。

## 2. 活動

本会は次の活動を行う。

- (1) 原則として練習は日曜日とする。但し、土曜、祭日他に実施する事がある。
- (2) 市・県・日本連盟主催大会への出場と試合進行協力、親善試合等の実施。
- (3) 総会、各種講習会、親睦会等の開催。
- (4) その他、本会発展の為に必要な活動。

## 3. 会員

### (1) 入会

- イ. 本会会員資格は原則として、熊谷市内及びその近隣に在住するソフトテニス愛好者とする。
- ロ. 本会への入会希望者は、入会申込書に会費を添えて申し込み、役員会の審査、承認を受ける。
- ハ. 本会会員は、原則として熊谷市ソフトテニス連盟及び日本ソフトテニス連盟に加入登録する。但し、日本ソフトテニス連盟は他クラブからの登録を可能とする。
- ニ. 本会会員は、2項に定める活動に積極的に参加する。

### (2) 休会

本会会員は、正当と認められる理由により役員会に対して休会を申し出た場合、役員会の承認によりこれを認める。なお、休会中も会員資格を継続し、休会中の会費は役員会が決定する。

### (3) 退会

下記事項に該当の会員は、役員会の決定により退会しなければならない。

- イ. 役員会に対して退会を申し出た場合。
- ロ. 正当な理由なくして会費の納入を怠った場合。
- ハ. 故意に他の会員に迷惑を及ぼし、会の運営に支障をきたすと認められた場合。
- ニ. その他役員会にて会員として不適当と認めた場合。

#### 4. 役員

(1) 本会は次の役員を置く。

顧問	数名	会長	1名	副会長	2名
会計	1名	監査役	1名		

(2) 本会の会長は会員の互選により選出する。会長は、顧問・副会長・会計・監査役を選出し、諸般の会務を行う。

(3) 任期は2年とする。但し、留任及び再任はこれを妨げない。

#### 5. 役員会

(1) 顧問、会長、副会長、会計、監査役は役員会を構成し本会を総括する。

(2) 役員会は下記事項を責任をもって遂行する。

イ. 会員の入会・休会承認、退会決定。

ロ. 活動計画策定とその運営。

ハ. 予算、決算策定及び会計監査。

#### 6. 会計

(1) 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日とする。

(2) 本会の経費は、会費、寄付金等によりこれを賄う。

(3) 会費は、役員会が起案し総会で承認された額とし、当該年度の4月末日までに会計に納入する。休会中の会費納入も同様とする。

年度途中入会者のKGM会費は入会月の翌月からの月割り計算によって算出し、500円単位で繰上げた額とする。

(4) 一旦納入された会費は原則として返還しない。

但し、役員会の決定により返還を認めた場合はこの限りではない。

#### 7. 総会

(1) 定期総会は年1回とし、全会員の過半数の出席により成立する。議案は出席者の過半数の賛成により決議する。なお、賛否同数の場合は議長が決する。

(2) 臨時総会は下記の場合に開催する。

イ. 役員会が必要と認めた場合。

ロ. 会員の1/3以上の要求があった場合。

#### 8. 補則

(1) 下記の事項については総会の決議を必要とする。

イ. 規約の改正

ロ. 役員の改選

ハ. 会費の改定

(2) 本会則の施行、改正は次の通りとする。

施行：昭和56年（1981年）4月1日

改正：平成23年（2011年）4月1日

改正：平成24年（2012年）4月1日

改正：平成26年（2014年）4月1日

[入会申込書]

申込日（西暦） 年 月 日

私はKGMソフトテニスクラブ会則を遵守する事を条件とし、入会申込書に 会費および登録費を添えて入会を申し込みます。

（！は必須、\*は両方またはどちらか一つでも可、他は任意）

！氏 名 : \_\_\_\_\_

！フリガナ : \_\_\_\_\_

！生年月日（西暦） : \_\_\_\_\_ 年 月 日

！郵便番号 : \_\_\_\_\_

！住 所 : \_\_\_\_\_

\*固定電話番号 : \_\_\_\_\_

\*携帯電話番号 : \_\_\_\_\_

\*メール（P C） : \_\_\_\_\_

\*メール（携帯） : \_\_\_\_\_

勤務先 : \_\_\_\_\_

日連登録番号 : \_\_\_\_\_

技術等級 : \_\_\_\_\_

技術認定番号 : \_\_\_\_\_

技術認定日 : \_\_\_\_\_

審判級 : \_\_\_\_\_

審判認定番号 : \_\_\_\_\_

審判有効期限 : \_\_\_\_\_

※2014年4月1日現在（年度途中入会者の会費は役員にご確認下さい）

KGM会費／年 一般：10,500円 学生：5,500円

連盟登録費／年

熊谷市ソフトテニス連盟 一般：1,500円 学生：1,000円

日本ソフトテニス連盟 一般：1,000円 学生：500円

合 計 一般：13,000円 学生：7,000円

審査の結果、入会を承認された場合は上記メールアドレスを連絡網に登録し、メールにより練習等の諸連絡を行います。

参考：KGMホームページアドレス

<http://kumagaya-kgm.com>